

審査の概要（一般社団法人次世代放送推進フォーラム）

一般社団法人次世代放送推進フォーラムの衛星基幹放送の業務について、申請は、

- ①放送法（昭和 25 年法律第 132 号）第 93 条第 1 項
- ②基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由享有基準の特例に関する省令（平成 27 年総務省令第 26 号）第 8 条
- ③基幹放送普及計画（昭和 63 年郵政省告示第 660 号）第 2
- ④放送法関係審査基準（平成 23 年総務省訓令第 30 号）第 6 条、別紙 1 の 2 及び別紙 2

の各規定に適合するものであり、申請のとおり認定を行うことが適当であると認められる。

審査の概要（日本放送協会）

日本放送協会の衛星基幹放送の業務について、申請は、

- ①放送法第 24 条の規定により読み替えて適用する同法第 93 条第 1 項
- ②放送法関係審査基準第 6 条及び別紙 1 の 2

の各規定に適合するものであり、申請のとおり認定を行うことが適当であると認められる。